

統計資料の使用にあたって

本統計を使用する際は次の各項に留意されたい。

- 1．本統計に含まれる電気事故は、電気事業用電気工作物又は自家用電気工作物に発生した事故であって、次のいずれかに該当するものである。
 - イ．電気の供給停止を生じたもの
 - ロ．電気工作物に被害を生じたもの
 - ハ．電気により人に死傷を生じたもの
 - ニ．電気により火災を生じたもの

- 2．次のような場合は、本統計には含まれない。
 - イ．予め計画されていた電気の供給停止
 - ロ．定期点検等により発見された電気工作物の被害（ただし、暴風雨、地震等の直後又は電気工作物の異常現象直後の点検により発見された被害は計上されている。）
 - ハ．供給支障には、低圧配電線路のみの供給支障は含めていない。

- 3．原因別の定義と説明は次表のとおりである。

原因分類表 1

原因別		内容
大分類	小分類	
設備不備	製作不完全	電気工作物の設計、製作、材質等の欠陥によるもの
	施工不完全	建設、補修等の工事における施工上の欠陥によるもの
保守不備	保守不完全	巡視、点検、手入れ等の保守の不完全によるもの
	自然劣化	製作、施工及び保守に特に欠陥がなかったにもかかわらず、電気工作物の材質、機構等に劣化を生じたもの
	過負荷	定格容量以上の過電流によるもの
自然現象	風 雨	雨、風、又は暴風雨によるものをいい、風のために飛来した樹木片等の接触によるものを含む
	氷 雪	雪、結氷、ひょう、あられ、みぞれ又は暴風雪によるもの
	雷	直撃雷又は誘導雷によるもの
	地震	地震によるもの
	山くずれ・なだれ	山くずれ、なだれ、地すべり、地盤沈下等によるもの
	塩、ちり、ガス	塩、ちり、霧、悪性ガス、ばい煙等によるもの

原因別		内容
大分類	小分類	
故意・過失	作業者の過失	作業者（自社又は自社の工事請負者の命を受けて電気関係の作業に従事している者をいう。以下同じ。）の感電又は過失によるもの
	公衆の故意・過失	投石、電線の盗取、自殺等公衆（作業者以外の者をいう。以下同じ。）の故意又は過失によるもの
	無断伐木	公衆が電気工作物に接近した樹木を伐採するに際して、電気工作物の施設者に連絡せず、無断で伐採したため電気工作物の機能に障害を与えたもの
	火災	電気工作物に接近した家屋の火災、山火事、山焼き等の類焼によるもの
他物接触	樹木接触	樹木の傾斜又は倒壊による接触または近接によるもの なお、電気工作物の施設者が当然伐採すべき範囲の樹木の接触によるものは「保守不完全」とする。
	鳥獣接触	ねこ、ねずみ、へび又は鳥獣等の接触、営巣等によるもの
	その他の他物接触	たこ、ラジオゾンデ、アドバルーン、模型飛行機、熱気球等の接触によるもの

原因別		内容
大分類	小分類	
腐しよく	電気腐しよく	直流式電気鉄道からの漏えい電流等による腐しよくによるもの
	化学腐しよく	化学作用による腐しよくによるものをいい、電気腐しよく及び化学腐しよくの合作用によるものは電気腐しよくとする。
震動	震動	重車両の通行、基礎工事等の震動によるもの
他事故波及	自社	自社の他の電気工作物の事故が波及したものの
	他社	自社以外の電気工作物の事故が波及したものの
燃料不良	燃料不良	設計燃料と著しく異なる成分の燃料を使用することによる。
その他	その他	各表ごとにその表の「原因」の項のいずれの分類にもはまらないもの
不明	不明	調査しても原因が明らかでないもの

原因分類表 2

原因別		内容
電 気 火 災	設備不備	原因分類表1の「整備不備」に同じ
	保守不備	原因分類表1の「保守不備」に同じ
	自然現象	原因分類表1の「自然現象」に同じ
	過失	原因分類表1の「作業者の過失」「公衆の故意・過失」及び「無断伐木」に同じ
	無断加工	電気工作物の保守責任者に無断で行った電気工作物の改変又はこれに直接影響を及ぼす物件の設置、変更等によるもの
	その他	上記のいずれの分類にもはまらないもの
感 電 (作 業 者)	作業準備不良	作業計画、工具、資材又は防具の点検、検電、給電関係の打合わせ等の作業準備の不良によるもの
	作業方法不良	作業手順の無視、作業上の連絡確認の不十分、接地の不備、命令に対する不服従等によるもの
	工具、防具不良	作業手順の点検によっては発見されなかった工具又は防具の欠陥によるもの
	電気工作物不良	電気工作物の施設上の欠陥によるもの
	被害者の過失	服装の不良、技術の未熟、心身状態の欠陥等によるもの
	第三者の過失	被害者に過失がなく、他人の人為的行為によるもの
	その他	上記のいずれの分類にもはまらないもの

原因別	内容	
感電（公衆）	電気工作物不良	電気工作物の施設上の欠陥によるもの
	被害者の過失	伐木、屋上作業等の際の不注意、無断昇柱、たこあげ、電線の盗取、魚取り等によるもの
	第三者の過失	被害者には過失がなく、他人の人為的行為によるもの
	自殺	自殺の目的で感電したもの
	無断加工	電気工作物の保守責任者に無断で行った電気工作物の改変又はこれに直接影響を及ぼす物件の設置、変更等によるもの
	その他	上記いずれの分類にもはまらないもの

原因分類表 3

原因別	内容
電気工作物の欠陥	原因分類表1の「設備不備」によるもので、損傷・破壊を伴わないもの。
電気工作物の損壊	電気工作物の損傷・破壊によるもの。
電気工作物の操作	被害者又は第三者の人為的行為によるもの。